

P T A 規約(案)

茅ヶ崎市立 松浪小学校
保護者と先生の会 (P T A)

第1章 名称および所在地

第1条 この会は、松浪小学校保護者と先生の会 (P T A) といひ、松浪小学校 (以下、本校といひます) 内におきます。

所在地：神奈川県茅ヶ崎市松浪一丁目1番61号

第2章 目的および方針

第2条 この会は、会員相互の理解と協力によって本校の教育と教育環境をよくし、児童の福祉を増進すると共に、会員相互の教養を高めることを目的とし、この目的を達成するために次の活動を行います。

1. 児童が健全な生活を過ごせるように家庭と学校との緊密な連絡をはかります。
2. 児童の生活環境を良くするようにつとめます。
3. よい保護者、よい先生になるようにつとめます。
4. 公の教育費が充実されるようにつとめます。
5. その他、この会の目的達成に必要な活動を行います。

第3条 この会は、正しい教育のための純粋な民主的団体として次の方針に従います。

1. 特定の政党や宗教団体との関係は、いっさいもちません。
2. 営利を主目的とした行為はしません。
3. 児童の福祉のために活動する社会的団体や機関と協力しますが、干渉は受けません。
4. 学校の管理や教職員の人事には干渉しません。

第3章 会員

第4条 この会の会員資格は本校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる人(以下保護者といいます)および本校の教職員とします。会員はすべて平等の権利と義務をもち、互いにその立場を尊重し会の運営に協力します。

1. 会員資格者は入会届(様式1)の提出をもってこの会に入会したものとみなします。
2. 入会済みの会員については、次年度以降は自動継続とします。会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となる他、退会届(様式2)の提出をもってこの会を退会できます。
3. 会員は所定の会費をこの会に納めます。

第4章 会計

第5条 この会の経費は、会費と会の目的にかなった事業収入をもってまかないます。ただし、会費の変更および事業収入を得る場合は総会の承認を必要とします。

第6条 この会の会費は、年間2,000円(月額200円、8月・3月はなし)とし、原則として年に一度の一括納入とします。年度途中の入会については入会月からの会費を一括納入します。年度途中の退会については、返金を希望する者には退会月翌月以降の納入済みの会費を返金します。返金方法については細則第6章に定めたとおりとなります。

第7条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第5章 役員とその任務

第8条 この会の役員は次のとおりとします。

1. 会 長 保護者 1名
2. 副会長 保護者 1名以上 と 教職員 1名
3. 書記 保護者 2名以内
4. 会計 保護者 1名 と 教職員 1名

第9条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とします。ただし、再選は妨げませんが、同職の担当は引き続き2年をこえてはいけません。

第10条 この会の役員の任務は次のとおりとします。

1. 会長は、この会を代表し、運営の最高責任者とします。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときはその代理をつとめます。
3. 書記は、総会ならび運営委員会の議事を正確に記録、保管します。
4. 会計は、この会の会計事務の処理と財産の管理にあたり、定期総会において会計監査委員の監査を経た上で会員に報告します。

第11条 役員は、他の役職と会計監査委員、推薦委員の職務を兼任できません。

第12条 教職員の役員は第9条の規定にかかわらず再任の制限はうけません。

第6章 会計監査委員とその任務

第13条 会計監査委員は保護者2名とし、当該年度の会計を監査し、次年度定期総会で監査報告をします。

第14条 会計監査委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とします。再選は認めません。

第7章 役員と会計監査委員の選出

第15条 役員と会計監査委員の選出は、細則第1章に定めたとおりに行います。

第16条 役員と会計監査委員選出のため推薦委員会を置きます。同委員会の役割については細則第2章に定めます。

第8章 総会

第17条 総会は全会員をもって構成されるこの会の最高決議機関です。総会には定期総会と臨時総会があります。臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に、会長による書面又は招集により開催します。

1. 総会において決算、予算、年度事業計画の報告および承認、その他重要と認められた事項のすべてを決めます。
2. 定期総会は、毎年1回年度初めに招集又は書面により開催します。

第18条 総会の定足数は、委任状を含め全会員の5分の1以上の出席を必要とします。ここでいう「出席」とは、総会に出席している会員の他に、書面または電磁的方法にて賛否を明らかにしている会員、委任状を提出している会員を含みます。

1. 総会の決議は総出席者の過半数の同意を必要とします。

第9条 運営委員会

第19条 運営委員会は、総会に提出する議案の作成、総会で任せられた事項の実施、その他必要と認められた事務事項の審議決定を行います。

1. 必要とある場合は、臨時特別委員会を設けます。
2. 必要とある場合は、各種スタッフを設けます。

第20条 運営委員会は、役員、各種委員会（第10章参照）正副委員長、校長、教頭、教職員代表委員、をもって構成されます。

1. 運営委員会は、その必要に応じて臨時特別委員会の正副委員長、および各種スタッフの代表者の出席を要請することができます。

第21条 運営委員会は、会長が必要と認めた時、および構成員の3分の1以上の要求があった時に開きます。

第22条 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席によって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とします。

第23条 学校長および教頭は、学校運営の責任者として、推薦委員会を除くすべての委員会に出席することができます。

第10章 各種委員会と臨時特別委員会および各種スタッフ

第24条 各種委員会は、この会の活動に必要な事項について研究、企画、実施します。

第25条 臨時特別委員会は、その目的を達成するために活動します。

1. 臨時特別委員会の正副委員長は、必要に応じて運営委員会への出席を要求することができます。

第26条 各種スタッフは、その目的を達成するために活動します。

1. 各種スタッフの代表者は、必要に応じて運営委員会への出席を要求することができます。

第11章 個人情報取扱

第27条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第12章 細則

第28条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約の精神に基づいて、運営委員会の決議を経て定めることができます。

1. 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その内容を総会に報告しなければなりません。

第13章 改正

第29条 この規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成により改正ができます。

第14章 付則

第30条 この規約は1962年（昭和37年）4月1日より施行します。

一部改正 1971年（昭和46年）4月16日
1975年（昭和50年）3月24日
1978年（昭和53年）3月24日
1985年（昭和60年）5月25日
1987年（昭和62年）3月24日
1991年（平成3年）5月2日
1992年（平成4年）3月12日
1997年（平成9年）4月30日
2004年（平成16年）4月30日
2014年（平成26年）5月9日
2015年（平成27年）5月7日
2022年（令和4年）5月12日

本会の設立年月日は1962年(昭和37年)4月1日とする

以上

第1章 役員と会計監査委員の選出

第1条 選出方法

1. 会員は役員および会計監査委員として適当と思う者を、保護者会員の中から推薦用紙等をもって推薦します。自薦他薦を問いません。ただし、推薦委員は推薦できません。
2. 推薦委員会は、1により推薦された候補者（規約第9条でいう同職の担当を引き続き2年を超える者を除く）の中から、委員会にて選考し本人の同意を得て役職を定めます。
3. 2を経た候補者は、在宅信任投票にて会員の過半数の信任を得て、役員および会計監査委員として選出されます。
4. 役員の任期中に欠員が生じた場合は、運営委員会の決議を経て定めます。ただし、会長の場合は副会長が昇格します。またその任期は前任者の残任期間とします。

第2条 教職員役員

1. 教職員役員は互選により選出します。

第3条 役員

1. 役員の任期は、本校PTA規約第5章9条のとおりですが、在宅信任投票による選出後から次年度定期総会終了まで運営に携わることができます。

第2章 各種委員会の役割と構成

第4条 各種委員会の役割

1. 推薦委員会は役員および会計監査委員の選出のための活動を行います。
2. 校外委員会は、地域との連携を図り、校外における児童の安全指導等に協力します。

第5条 各種委員会の構成

1. 推薦委員会 全学年より合計で保護者12名程度とし、互選により正副委員長を決定します。
2. 校外委員会 地区ごとに原則保護者1名以上の地区スタッフを置き、正副委員長は役員が担当します。
3. 教職員は互選にて各種委員会の教職員代表委員を1名ずつ選出します。

推薦委員会、校外委員会の教職員代表委員は、運営委員を兼任します。

第3章 各種スタッフの構成

第6条 各種スタッフの定数は、運営委員会で決定し、公募により選出します。

(例) 校外地区スタッフ、学年スタッフ、ベルマークスタッフ、PTAイベントスタッフ等

1. 各種スタッフは互選にて代表者を選出します。(校外地区スタッフを除く)

第4章 P T Aサークル規定

第7条 本校P T A規約第2、3、4条に基づき、学習趣味が同じである会員によって集団活動を行います。

第8条 サークルの活動は、会員相互の親睦をはかり、P T A活動の理解と助成をその目的とします。

第9条 P T A会員により、同一目的をもつ会員の自由参加による文化、体育活動を行う者によって構成され、5名以上とします。

第10条 各種サークルとも、松浪小学校P T A規約第2章の目的および方針に基づき活動します。

第11条 サークルの設立、廃止は、サークル代表者が運営委員会にて報告し、承認を得ます。

第12条 各種サークルは、総会後全会員に向けて会員の募集をし、原則として随時入会可能とします。

第13条 各種サークルは代表者を決め、年度初め、年度末のサークル代表者会議で年度計画、年度活動報告、予算・決算報告を行うものとします。

第14条 サークルの運営は、次の項目でまかなわれます。

- 1 活動費
- 2 会費

なお、設立時は1万円を限度とし、支援金を支給します。年度途中に発足したサークルへの支援金は翌年度に支給します。

第15条 各種サークルは1年度ごとに更新します。

第5章 転任・退職・慶弔規定

第16条 本会の転任・退職・慶弔金などは次の基準により行います。

1. 会員の死亡・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円
2. 在校生の死亡・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円

3. 教職員会員の転任・退職記念品代・・・・・・・・・・ 3, 000円程度
4. 卒業生への記念品代・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1, 000円程度
5. その他特別の場合、運営委員会で審議し決定します。ただし緊急の場合、役員で審議決定し、運営委員会に報告し、事後承認を得ることができます。

第6章 会計

第17条 規約第6条に基づき、会費の返金を希望する者は様式(2)を提出します。

1962年(昭和37年)	第4章制定
1990年(平成2年)2月28日	第3章制定
1992年(平成4年)3月12日	第1章、第2章制定 第3章、第4章改正
2003年(平成15年)1月10日	第1章、第2章、第3章改正
2004年(平成16年)4月30日	第3章改正
2014年(平成26年)1月20日	第1章、第5章改正
2014年(平成26年)5月9日	第6章制定
2015年(平成27年)3月9日	第1章、第2章改正
2015年(平成27年)5月18日	第1章、第4章改正
2018年(平成30年)3月8日	第1章制定、第5章改正
2022年(令和4年)5月12日	第1章、2章、3章、4章、5章、6章改正
<u>2024年(令和6年)12月24日</u>	<u>第2章、3章改正</u>

以上

校外地区スタッフ地区名

1. 浜竹一丁目
2. 浜竹二丁目
3. 浜竹三丁目
4. 浜竹四丁目
5. 松浪一丁目
6. 松浪二丁目
7. 美住町東
8. 美住町西
9. 出口町
10. ひばりが丘